平成２４年（フ）第９８２号
埼玉県志木市本町５丁目22番29―305号
債務者　後藤　敏彦
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９８３号
埼玉県志木市本町５丁目22番29―305号
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９８４号
埼玉県志木市本町５丁目22番29―305号
債務者　後藤　一樹
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９８５号
さいたま市見沼区大字南中丸139番地１　フローラルビラ202
債務者　平カロリナこと　タイラ　カロリナ　ヒポリット
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
滋賀県長浜市桜町128番地２
債務者　石本　三枝
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
岡山県勝田郡勝央町黒土146番地64
債務者　豊岡　嘉麿
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第６８号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地16　市営天下田アパートD102号
債務者　神原千惠子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第９０８号
埼玉県川口市中青木２丁目12番13―704号
川口中青木パークホームズ
債務者　小田切　靖
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９１９号
さいたま市西区大字西遊馬1382番地１　ポローニア指扇315号
債務者　五味渕三江子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６６号
埼玉県加須市柳生1701番地２
債務者　石島　利浩
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９５号
埼玉県川口市弥平２丁目13番９号　河路ビル301号
債務者　青木とり子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１３号
埼玉県朝霞市泉水２丁目７番１号　ハイム泉水101、旧住所埼玉県和光市下新倉４丁目18番13号
債務者　山本　　務
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３３号
さいたま市緑区東大門３丁目９番地１　ランドステージ東川口305
債務者　山下　未樹（旧姓丸岡）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
埼玉県吉川市大字川野473番地、旧住所大阪府大阪市淀川区野中北２丁目１番27―418号
債務者　豊田　奈美
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
埼玉県越谷市七左町４丁目161番地　医療法人秀峰会南面、住民票上の住所埼玉県八潮市大字南川崎164番地１　カミスコーポ101
債務者　高橋　國男
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４１０号
埼玉県越谷市大字大房809番地４　プリメール越谷201
債務者　釜谷　俊数
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
静岡県沼津市庄栄町１番５号　鈴木ビル302号、前住所静岡県沼津市今沢310番地の32　コーポ鈴木202
債務者　渡邊　和行
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係